

魚津市告示第101号

魚津市ふるさと寄附金に係る指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、魚津市会計規則（平成29年魚津市規則第3号）第18条第2項の規定により告示する。

令和4年8月1日

魚津市長 村椿 晃

1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

会社名	所在地
東急株式会社	東京都渋谷区南平台町5番6号
ライフカード株式会社	神奈川県横浜市青葉区荏田西1丁目3番地20
株式会社JCB	東京都港区南青山5丁目1番22号
株式会社オールアバウトライフマーケティング	東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番1号

2 指定納付受託者に納付させる歳入

魚津市ふるさと寄附金

3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間

令和4年8月1日から令和5年3月31日まで

4 指定納付受託者に納付させる方法

インターネット等による公金支払の方法により代理納付させる。